



住宅用太陽光発電システム・住宅用太陽熱高度利用システム報奨金制度を受け付け

今年度から報奨金額の3分の1は(協)安城サルビアスタンプ会の発行する商品券で支給、残りをお口座へ振り込みます。

■住宅用太陽光発電システム報奨金制度
設置段階の費用補助ではありません。

●対象 次の①②のすべてに該当する人
①市内在住で市税の滞納がない人

②平成16年4月1日～平成19年3月31日に、自宅へ同システムを設置し、電力会社と売電契約をした人

●報奨金額 同システムの最大出力値※(キロワット)×8000円(10000円未満切り捨て)×A
AⅡ平成18年度設置者↓3、平成17年度設置者↓2、平成16年度設置者↓1
※実際の売電実績数値ではなく、出力可能な定格数値。

■住宅用太陽熱高度利用システム報奨金制度
住宅用太陽熱高度利用システムとは、平板状や真空ガラス管形状の集熱器、蓄熱槽、不凍液などの熱媒、熱媒循環用のポンプなどからなるものです。通常の太陽熱温水器は対象ではありません。

●対象 次の①②のすべてに該当する人
①市内在住で市税の滞納がない人
②4月1日～来年3月31日に、自宅へ同システムを設置し、支払いを完了した人

●報奨金額 システム総面積1㎡あたり4000円(10000円未満切り捨て、上限5万円)
※システム総面積Ⅱ集熱器1台あたりの集熱器総面積×集熱器台数

●申し込み 7月2日(月)～来年3月31日(月)に次の①～⑦を持つて環境都市推進課へ
①報奨金交付申請書
②電力会社との売電契約書の写し、または太陽光契約に関するお知らせ
③同システムの設置が確認できる写真(家の外観が分かるもの)
④電力会社からの売電実績を示すもの(写し)(申請月直近の検針結果のお知らせ)
⑤市税に滞納がないことを明らかにするもの(交付申請書内)に閲覧承諾がある場合を除く
※①は同課で配布。②・③は、変更がない限り初回申請時のみ可。

6月5日は環境の日。これは、1972年6月5日にスウェーデン・ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。また、この日を含む6月を「環境月間」とし、全国で環境にかかわる様々なイベントが行われます。
そろそろ冷房の出番が増えてくるこの季節。毎日のちょっとした心がけが省エネにつながります。みんなで地球環境に優しい「エコライフ」に取り組みしましょう。



6月は環境月間

CO2を削減! 「チーム・マイナス6%

地球温暖化防止のため、世界各国が作った京都議定書。この中で、日本は温室効果ガス(CO2など)排出量6%減を義務付けられています。その目標達成のために結成されたのが「チーム・マイナス6%」です。チーム・マイナス6%では、CO2削減のための6つの行動(アクション)を提案しています。

Co2削減のための6つのアクション

- 温度調節で減らそう
- 水道の使い方で減らそう
- 自動車の使い方で減らそう
- 買い物とごみで減らそう
- 商品の選び方で減らそう
- 電気の使い方で減らそう

チーム・マイナス6%ホームページ
<http://www.team-6.jp/>

家庭のCO2排出量をチェック! 「エコライフノート」
エコライフノートとは、電気・ガスリン・水道などの使用量をチェックすることで、家庭のCO2排出量が分かる「環境家計簿」です。上手に利用すれば、CO2の削減はもちろん、光熱水費も節約できて一石二鳥。



エコライフノートは、環境都市推進課や各地区公民館などで配布しています。市ホームページからダウンロードすることもできます。